

## 令和元年第5回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年5月29日（水）午前9時54分から10時36分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

5番 北村 栄治

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第13号 非農地証明願について
- 第6 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について
- 第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	都築 広行
書記	平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆さまがお揃いですので、ただいまより令和元年第5回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、5番北村栄治委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足

数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、6番小笠原正委員、7番小笠原章仁委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第10号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第10号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外2筆で申請理由は売買です。登記地目、現況地目ともに田となっており、合計面積は1,803㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月16日に譲受人立会いのもと、担当委員の三谷委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料16ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は2ページにもありますとおり16,928㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地ではこれまで水稻の栽培が行われ、譲受人も同様の栽培を行う予定であること、また譲受人は以前から申請地付近で農業に従事しており、自宅も今回の申請農地から近く、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われることから、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月16日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

次に、議案第10号について担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は水稻の栽培をするということで、計画どおりの善良な管理が見込めるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第10号について、発言のある方は挙手願います。

（1番原委員挙手）

どうぞ。

〔原委員〕

1番原です。参考までに教えていただきたいのですが、9ページにあります耕作計画書の収穫、収入欄について、前回の総会でありました耕作計画書と比べると、ほぼ同じ面積で、同じ水稻の栽培にしても金額の差がありすぎるように思います。許可基準として、農業委員会で定めている数値などはあるのでしょうか。

〔事務局〕

計画ということなのでそういった基準は設けていません。

〔原委員〕

あまりかけ離れているものは計画として、成立しないのではないのでしょうか。最低このくらいという数字とまではいかななくても目安は設けないのですか。

〔小笠原章仁委員〕

農協関係だと大豊町は反収量このくらいとかキロこのくらいといった数値があります。

計画としてはそのような数値を設けてはどうでしょうか。

〔小笠原正委員〕

そこは申請者の自由だと思う。強制はできない。農業経営ができる数値ではないから許可しないということもできない。

〔事務局〕

申請者や農地の状況、自家用と出荷用での差もあります。収入欄に、経費を引いていない所得として記入している方もいます。

〔議長〕

申請者個人の判断によりますね。

〔宇藤委員〕

先祖代々の農地を荒らしたくないから譲渡するとか、農地保全の考え方で自家用のみの申請も多くあります。

〔原委員〕

申請によって収穫したものをどのように使うのか、それぞれ事情や考えがあることは分かります。ただ、それは計画書を見ただけでは分からないので、前回の計画書と見比べたときに疑問があり、そういった数値があればと思いました。

〔上池委員〕

農地の場所によっても違うし、取引先によっても違う。独自の耕作の仕方があるとか、自家用にするとか、無償で人にあげているとか、家庭環境も含め総合して申請者の判断によると思う。担当委員が現地を確認し、聞き取り等もしたうえでの判断ですが、あまりにも極端な計画の数値であるなら、そういったことも聞き取りをし、総会時での説明は必要かもしれませんね。

〔事務局〕

数値を定めることはできませんが、今後もし極端な数値である場合には、担当農業委員と現地確認の際に聞き取りをし、総会時には説明するように対応します。

〔議長〕

他にありませんか。

ないようですので、採決をいたします。議案第10号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第11号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、17ページをご覧ください。議案第11号についても、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外2筆で申請理由は贈与です。登記地目、現況地目ともに畑となっており、合計面積は522㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月26日に譲受人立会いのもと、担当委員の宮川委員と事務局都築、平石で現地を

確認して参りました。

お手元の資料38ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、25ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は18ページにもありますとおり4,478㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は譲渡人の配偶者であることから、以前より申請地で農業に従事しており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月26日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

次に、議案第11号について担当委員の説明を求めます。3番宮川利重君。

〔宮川委員〕

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は以前より野菜やお茶等の栽培をしており、実績もあることから計画どおりの善良な管理が見込めるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第11号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第11号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、議案第12号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

[事務局書記]

はい、39ページをご覧ください。議案第12号についても、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外2筆で申請理由は売買です。登記地目は田、現況地目は畑となっております、合計面積は1,000㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月25日に譲受人立会いのもと、担当委員の宇藤委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料54ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、47ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は40ページにもありますとおり5,557㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は以前から農業に従事しており、自宅も今回の申請農地から近く、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月25日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

[議長]

次に、議案第12号について担当委員の説明を求めます。10番宇藤誠朗君。

[宇藤委員]

はい、10番の宇藤でございます。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は以前より農業に従事しており、実績もあることから、善良な管理が見込めるもの

と考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第12号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第12号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、議案第13号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、55ページをご覧ください。議案第13号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■1筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。5月13日に担当委員の信高委員と事務局都築及び平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、申請者が相続により農地を取得したが、平成5年頃に県外に転居し、耕作困難となったことから、現在は山林化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。参考としまして、59ページに航空写真を載せておりますのでご確認ください。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第13号について、担当委員の説明を求めます。2番信高昭男君。

〔信高委員〕

はい、2番の信高です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は周辺の山林と一体化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第13号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第13号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第6、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、61ページをご覧ください。また、お手元に農業振興地域制度についての資料を配布しております。そちらを参考にご審議をお願いいたします。今回の変更につきまして、農業振興地域農用地区域の編入案件は3件4筆、除外案件が5件18筆となっております。

まず、編入案件について説明いたします。資料は63ページからになります。編入案件は4筆すべてが、中山間地域等直接支払制度への今年度からの追加農地となります。編入案件については、中山間地域等直接支払制度担当とともに、現地確認を行ってまいりました。全てのほ場で、営農活動が行われております。

次に、除外案件について説明いたします。資料は69ページからになります。まず整理番号1から3ですが、こちらの農地を除外する理由は、携帯電話基地局の設置です。除外の手続き後に農地法第5条の農地転用を行う予定となっておりますが、この事業にかかる農地転用については、農地法第5条の農地転用許可は必要ないこととなっております。整理番号4、5については山林化、原野化により非農地証明を取得する予定です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に、日程第7その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

次回総会についてですが、6月27日木曜日午前10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和元年第5回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 6番 \_\_\_\_\_

署名委員 7番 \_\_\_\_\_